令和８年６月１日より入院時の食事負担額・居住費が変更になります

今般の光熱費及び食材費の高騰を受け、厚生労働省より入院時食事・生活療養費に関する改正が行われました。
これに伴い、2026 年 6 月 1 日より負担額が下記のとおり変更となります。
ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担額）			
区分		令和７年５月31日まで	令和８年６月１日から
70 歳未満	70 歳以上	※全医療機関共通の値上げ金額となります。	
区分ア 区分イ 区分ウ 区分エ	現役並Ⅲ 現役並Ⅱ 現役並Ⅰ 一般	510 円/食	550 円/食
区分オ	低所得Ⅱ	240 円/食 190 円/食（＊長期該当）	270 円/食 220 円/食（＊長期該当）
	低所得Ⅰ	110 円/食（療養病棟医療区分３・２の方） 140 円/食	130 円/食（療養病棟医療区分３・２の方） 160 円/食

＊（長期該当）住民税非課税世帯の方で、過去１年間の入院期間が 90 日を超えた方は、保険者へ長期該当の申請を行わなければ減額の適用は受けられません。
また、適用は病院へ提示のあった月からです。
※指定難病の方は 300 円/食→330 円/食へ変更となりました。

入院時の居住費（患者負担額）（1 日につき）（65 歳以上）	
令和７年５月31日まで	令和８年６月１日から
370 円	430 円

お問い合わせは１階受付までお願いいたします。

姫野病院　病院長